

2026年以降に策定されるSDGs未来都市計画の期間について（案）

令和●年●月●日
自治体SDGs推進評価・調査検討会

第61回自治体SDGs推進評価・調査検討会（令和4年12月5日オンライン開催）において、第2期以降のSDGs未来都市計画の策定については、各SDGs未来都市の判断に委ねることとし、**3年ごとに次期計画の策定**を行ってきたところ。

2030年を目標に見据え次期計画策定するにあたり、計画期間の調整が必要となる都市が発生する。

このことから2026年以降に策定されるSDGs未来都市計画については、原則2030年までを計画期間とし次期計画を策定するものとする。

14

1. SDGs未来都市計画期間について

例：2023年度策定のA市の第1期SDGs未来都市計画は2025年に計画期間が満了する。
→計画期間を従来の3年間として策定した場合、第2期計画が2026年～2028年、3期計画が2029年～2030年となってしまうことから、第2期計画期間を2026年～2030年までの5年間とし策定するもの。

21

2. 次期計画策定に係るスケジュール（予定）

- 令和7年5月22日 第101回検討会 次期計画期間等の審議
- 6月上旬 都市への意向調査
- 7月 都市への策定依頼
- 10月 第103回、104回検討会（予定）による進捗評価
⇒意見を都市へフィードバック
- 10月～12月 都市による次期計画（素案）の作成期間
- 12月 都市からの素案提出
- 1月 素案に対する委員・タスクフォースからの意見を都市へフィードバック
- 3月 次期計画策定・公表